

速度取締り指針

令和8年7月
長門警察署

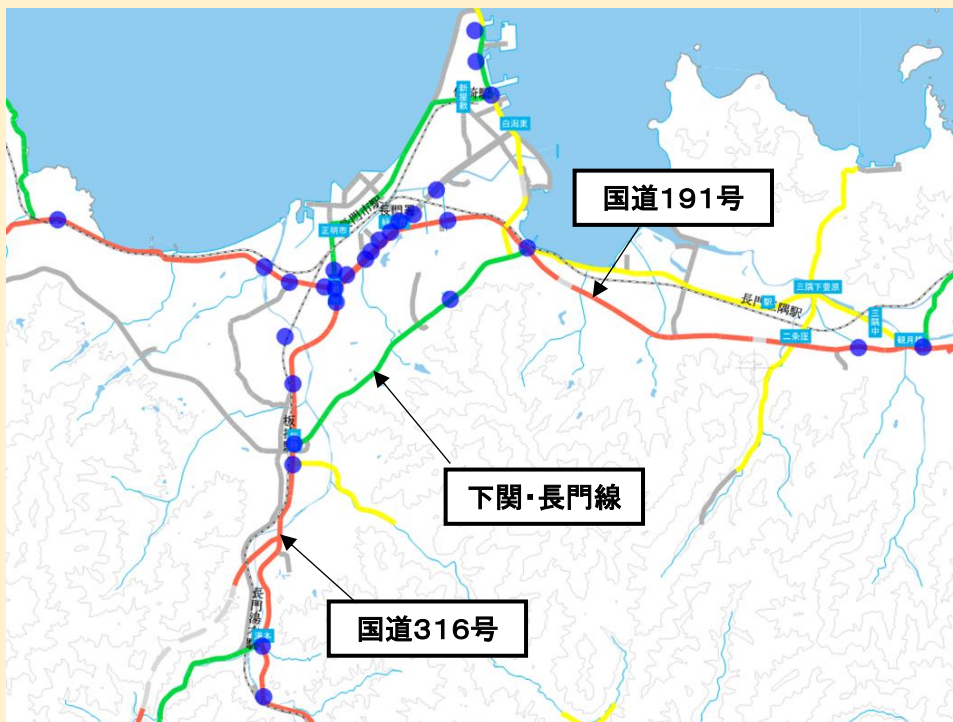
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道191号	6:00 ~ 20:00	三隅・日置・油谷地区	50・60km/h
国道316号	6:00 ~ 20:00	渋木地区	60km/h
県道下関・長門線	8:00 ~ 17:00	俵山地区	50・60km/h
	7:00 ~ 17:00	俵山地区(俵山小学校校区)	50km/h

- 重点路線は交通量が多く、重大交通事故の発生が懸念されるため速度取締りを強化します。
- 通学路や生活道路においても児童保護のため可搬式オービス等を活用した速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和8年1月～6月）



※ ● : 交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和7年～令和8年上半期(私道と駐車場を除く。物損事故は令和8年を除く。)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径 100m 以内で 4 件以上事故が発生しているエリア

- 物損事故は減少しましたが、人身事故は増加しています。
- 交通量の多い長門市街地の国道191号及びその周辺や仙崎地区において交通事故が多発しています。
- 国道316号、県道下関長門線においても交通事故が多発しています。

その他の交通指導取締り

- 交通事故に直結する信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等の取締りを重点的に実施します。
- 重大事故に直結する速度超過の違反についても場所、時間を問わずに取締りを強化します。
- 自転車利用者に対する取締り、警告活動を実施し、悪質危険な違反については検挙措置を講じます。